

みやま市農業委員会

みやま市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年8月10日 午後1時30分～午後2時47分

場 所 みやま市役所大会議室

出欠者 出席者 17名 欠席者 1名

議 事 1. 開 会

2. 付議事案

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第19号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用
集積計画の決定について

議案第20号 耕作放棄地が農地法第2条第1項に規定する「農地」に
該当するか否かの判断について

3. 協議事項

1. 農地利用状況調査について

4. 報告事項

1. 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について

2. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

3. 農地法第5条第1項第8号の規定による届出について

4. 農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 使用貸借解約通知について

6. 非農地証明交付について

5. 閉 会

出席委員（17名） 会長 徳 永 順 子

議席番号 氏 名

1番 山 下 秀 徳
3番 河 野 正 春
5番 原 田 龍三郎
8番 加 藤 和 己
10番 田 崎 明
13番 大 城 祐 吉
15番 河 野 和 夫
17番 内 藤 秋 彦
19番 徳 永 順 子

議席番号 氏 名

2番 新 開 文 則
4番 河 野 義 明
7番 野 田 惠 次
9番 岡 田 佳 子
12番 木 下 正 信
14番 中川原 大 吉
16番 平 川 弘 義
18番 池 田 正 幸

欠席委員（1名）

11番 嶋 芙 沙子

出席推進委員（17名）

座席番号 氏 名

21番 田 中 良 和
23番 石 橋 直 幸
25番 松 尾 正 巳
28番 上 原 充
30番 柿 原 廣 典
32番 河 野 通 成
34番 大 城 政 英
36番 古 賀 勝 利
39番 岩 屋 明

座席番号 氏 名

22番 森 静 男
24番 江 崎 須三信
26番 堤 貴 大
29番 松 尾 一 則
31番 坂 梨 誠 治
33番 川 口 広 樹
35番 山 下 久 弥
38番 末 吉 智 宣

本会議に出席した事務局職員

事務局長 岡 俊 幸

事務局係長 相 地 智 輝

事務局 田 中 砂 希

午後1時30分 開会

○事務局（岡）

それでは、ただいまから令和3年8月定例総会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、会長が御挨拶申し上げます。

○会長（徳永）

〔挨拶を述べる〕

○事務局（岡）

早速、議事に入らせていただきますが、みやま市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長が議長を務め、議事を進めてまいります。

それでは、会長よろしくお祈いします。

○議長（徳永）

規定により、議長を務めます。皆さんの御協力をよろしくお祈いします。

それでは、お手元の資料に基づきまして進めてまいります。

初めに、本日の出席委員は17名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

なお、議席番号11番嶋委員より欠席の届けが出ておりますので、御報告いたします。

推進委員は、17名の委員に出席いただいております。

次に、会議規則第14条第2項に定める議事録署名委員の指名についてですが、本日は、議席番号15番河野和夫委員、同じく16番平川弘義委員にお願いします。

また、本日の会議書記には事務局職員の相地智輝君を指名いたします。

議事に入らせていただきます前にお断りしておきます。

総会において委員が発言される場合は、議長の許可を受けた後、議席番号と氏名を言ってから発言されるようにお願いします。また、個人情報保護の観点から、発言においては個人名等の固有名詞は避けていただきますようお願いいたします。

なお、発言中に個人名等が出た場合は、職権にて削除させていただきますので御了承願います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明をしてください。

○事務局（相地）

整理番号1番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。

なお、譲受人の耕作面積が5反未満ではありますが、親子間の贈与のため要件を満たしております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○21番（田中）

7月28日に地元農業委員と推進委員とで申請書及び現地等を確認しましたが、地元推進委員としては何ら問題ないと思われますので、皆様の御審議をよろしくお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第16号、整理番号1番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号2番について説明をしてください。

○事務局（相地）

整理番号2番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○31番（坂梨）

相手の土地と譲受人の土地がすぐ下にありまして、昨年の水害がありましたが、その前、何回ももめた経緯がありまして、このような形になったのは最高の形じゃないかと思われま

すので、何ら問題ないと思いますので、皆さんの御審議よろしくお願ひします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第16号、整理番号2番を原案どおり許可することに決定いたします。

次に、議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号1番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

みやま市都市計画区域内の第三種農地に共同住宅を建築するために転用するものです。

申請地周囲に農地はなく、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元農区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、溜柵を設置し南側水路へ放流します。

生活雑排水は、合併浄化槽を設置し南側水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○22番（森）

これは8月5日に事務局と各委員会の委員さんと地元委員とで現地と書類を確認いたしましたが、何ら問題はないと思われまますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（岡田）

8月5日に森さんたちと一緒に現地に行きましたけれども、これは問題ないと思いますので、皆さんの審議よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第17号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号1番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

みやま市都市計画区域内の第三種農地に緊急時避難場所を建設するために転用するものです。

東は道路、西は田、北は雑種地、南は田に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下及び周辺水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○22番（森）

これも8月5日に各委員さんたちと現場を確認いたしました。何ら問題はないと思われまので、よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（岡田）

同じく8月5日に現地を見に行きましたけれども、これは避難場所として絶対必要じゃないかということで問題ないと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第18号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号2番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号2番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に居宅を建築するために転用するものです。農地転用不許可の例外「既存敷地の拡張」を適用しております。

東は田、西も田、北は宅地、南は田に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長及び水利委員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、溜柵を設置し北側道路側溝へ放流します。

生活雑排水については、合併浄化槽を設置し北側道路側溝へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○23番（石橋）

8月5日に地元の農業委員さんと担当の方と回ったんですけど、何ら問題はないかと思われ
ます。皆様の御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（岡田）

同じく8月5日に現地に見に行きましたけれども、皆さん何も質問はなかったようです。よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第18号、整理番号2番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号3番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号3番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に居宅への進入路を建設するために転用するものです。農地転用不許可の例外「既存敷地の拡張」を適用しております。

東は水路、西は田、北は宅地、南は田に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長及び水利関係役員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下します。

生活雑排水は、合併浄化槽を設置し東側水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○10番（田崎）

8月5日の調査ですけど、地元委員としては何ら問題ないということで考えております。以

上です。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（岡田）

同じく8月5日に現地に行きましたけれども、農地委員のほうも問題ないと思います。よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第18号、整理番号3番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号4番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号4番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に進入路を拡張するために転用するものです。農地転用不許可の例外「既存敷地の拡張」を適用しております。

東は畑、西は道路、北は畑、南は道路に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長及から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、西側道路側溝へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○34番（大城）

8月5日に農業委員、農業推進委員、事務局8名で現地等の確認をしましたが、地元委員と

しては何も問題ないと思われまますので、皆様の審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（岡田）

同じく8月5日に現地に行きましたけれども、別に問題なかったと私は思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号4番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第18号、整理番号4番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号5番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号5番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に既存敷地と一体利用で資材置場を建設するために転用するものです。農地転用不許可の例外「既存敷地の拡張」を適用しております。

東は雑種地、西は宅地、北は水路、南は道路に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下及び北側水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○38番（末吉）

5日に現地を確認しましたが、何ら問題ないと思われまます。皆様の御審議よろしくお願ひ

します。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見を申し上げます。

○農地委員（岡田）

これも同じく8月5日に皆さんと現地に行きましたけれども、問題ないという意見でしたので、皆さんよろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号5番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第18号、整理番号5番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第19号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局は、議案第19号について説明をしてください。

○事務局（田中）

議案第19号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明します。

議案書5ページを御覧ください。周年契約は、田2万6,241平方メートル、畑2万6,968平方メートル、合計5万3,209平方メートルで、件数は15件、筆数は32筆となっております。

内容につきましては、6ページ以降に各筆別明細をつけておりますが、事前に議案書を送付しておりますので、説明は省略いたします。

議案書9ページを御覧ください。あっせんに関する所有権移転は、機構への売渡しが2件となっております。

内容につきましては、次の10ページに記載のとおりですが、事前に議案書を送付しておりま

すので、説明は省略いたします。以上です。

○議長（徳永）

番号7番及び8番の譲受人については新規に農業を始められる方でございます。農政委員会で面談を行っていただいておりますので、報告をお願いします。

○農政委員長（河野）

新規就農の面談について、7月27日、1時半よりみやま市役所別館2階会議室で行いました。山川の地元委員3名と農地委員2人、それから、農業委員会職員2人で面談を行いました。

まずは最初に新規就農者の話を、どういう経過で就農に至ったかを説明していかれました。一応この方は、4月まで会社勤めをされていたようです。その会社は農業支援の会社、ミカンの収穫、野菜の収穫、それからマルチ張りですね。いろいろな農業の支援をする会社でございました。

そういうところにおられましたので、山川ミカンの農家に手伝いに行って、いろいろと話を聞かれて、ああ、ミカンはいいなと。今、ミカンも大分価格もよくなってもうかっておりますので、そういう話を聞かれて、自分もミカン作りをやってみようと、そういうふうな気持ちになったようです。

そういった経緯で地元の農家、それから農協、そういった支援を受けて、農地の確保、これは借入れですけども、一応ミカン園が1町ぐらいですかね、それとキウイ畑5畝ぐらい、これの経営を会社を辞めてから農作業をやられているようです。人員としては、夫婦二人と娘さんも興味があってやっていこうと、合計3人で現在取り組まれております。某農家のところに支援というか、手伝いに行って、そういったことで運営されている状況です。

今のところ、まだ収穫が秋と、両方とも秋しかないなので、何も収入はありません。そういったところで、各農家の手伝いをしてやっていくと。そして、ミカンの技術その農家、または農協から指導されて、技術を磨いてから動く、今は1町ぐらいですけども、将来は7年か9年か、その辺にかかるだろうと思っておりますけれども、10町ぐらいの規模でやっていきたいと、そういったふうな気持ちを持っております。

しっかりとした考えで、体も農家向きで大変丈夫な体で期待していいんじゃないかと思っております。そういうことです。以上です。

○議長（徳永）

丁寧な説明ありがとうございました。地元の委員さん及び周りの委員さんたちも、この新

規就農の方たちを引き続き見守って応援していただきたいと思います。

ただいま議案第19号について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

○30番（柿原）

機構への売渡しの中に、現況だろうと思いますが、宅地の部分が1,500平方メートルかな、入っておりますが、そういう部分も機構は受け入れるようになってととですかね。

○事務局（田中）

農地と一緒にあれば、農業用施設も一緒に機構のほうが買い入れることになっています。以上です。

○議長（徳永）

よろしいですか。

○30番（柿原）

はい。

○議長（徳永）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

ほかに御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第19号は決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第19号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については、計画のとおり決定いたします。

次に、議案第20号 耕作放棄地が農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断についてを議題とします。

事務局は、議案第20号について説明をしてください。

○事務局（相地）

議案第20号 耕作放棄地が農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について説明いたします。

昨年度、農地利用意向調査を行った中で、管理する意思がないと回答を受けた20件につい

て、非農地としての判断をしております。

資料15ページから18ページを御覧ください。

該当箇所を表した航空写真となります。

地図を見ていただきますと分かりますように、山手のほうになっております。いずれも荒れた農地となっております。

皆様の御審議方よろしく申し上げます。

なお、審議の結果、非農地としての判断に至った場合は、所有者に対して非農地通知を送付することになります。以上です。

○議長（徳永）

ただいま議案第20号について説明をいたしました。

この議案の農地については、非農地通知を行いたいという提案です。何か御質問、御意見はございませんか。

○30番（柿原）

今日、基本的には決定するわけ、ここで審議して。非常に申し訳なかばってん、ほとんど高田ということばってん、山川の甲田、向江というところに1件出ておりますが、申し訳なかですけど、ちょっと頭の中に入らんで、現場と、ちょっと字が向江となっておりますが、私の感覚からいうと何か違うとかもしれんとばってん、再度これ確認ば、一回しとっとやろうばってん、確認ばしてから決定したほうがよかつちやなかつかなち、ちょっと思うばってんどげんですかね。

○事務局（相地）

これは農地パトロールの中でやらせていただいて、再度確認をした上で利用状況調査等しております。ですので、もう既に荒れているようなところというふうな認識でございます。利用状況調査で耕作する意思がないというものについて非農地判断をしていたところでございます。

○議長（徳永）

柿原委員、いかがですか。というか、これは農地パトロールをした後に、地権者の方にその後どうしますかという意向、私たちが見た後に荒れている、ここはちょっと農地としては多分無理だろうなというところで、地権者の方に通知を出しております。その地権者の方が農地としては無理ということでの判断の御回答をいただいた上でこのようなことを出してい

る提案です。

ほかに何か御質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

すいませんが、議案書をお送りしている段階で見られているとは思いますが、やっぱり疑問に思われたときは事務局なり何なり、その時点で御意見をいただくことをよろしくお願いいたします。

他に御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第20号については、非農地と判断することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第20号 耕作放棄地が農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断については、非農地と判断することに決定いたします。

なお、この後に関係する所有者に非農地通知書を送付することになりますので、申し添えます。

それでは続きまして、2. 協議事項、1. 農地利用状況調査についてを協議いたします。

協議事項1について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

協議事項1. 農地利用状況調査について説明いたします。

農地利用状況調査について、調査の方法を次のとおり協議する。

①利用状況調査時期は8月から9月までとする。

②調査区域は小学校区単位（一部旧小学校）で行う。

農地法の規定により、農業委員会は毎年1回、その区域内にある全農地の利用の状況について調査を行うこととなっております。

なお、今年度から一部調査概要が改定されておりますが、今までどおりの調査方法にて調査を行っていただくこととしております。

今年度の利用状況調査については、8月から9月で行いたいと思っております。前年までの調査箇所に加え、新規の遊休農地があれば調査を行ってください。調査区域は小学校区単位で考えております。議案書14ページのとおり割り振らせていただいております。危険防止

等もございますので、複数人での調査をお願いいたします。

それでは、調査方法について説明します。

まず、お手元にお配りしておりますA4の一枚紙を御覧ください。

これは、昨年実施した利用調査に基づいて、農地所有者に対して今後の利用について、意向調査を行った集計になります。

調査対象23筆のうち回答数21筆、未回答2筆です。総面積、農振農用地面積等内訳については、表にて御確認をお願いします。

次に、回答内容ですけれども、中間管理機構に貸し付けるが1筆、その他20筆となっております。面積等内訳については表にて御確認ください。

次に、今年実施していただく農地利用状況調査について説明します。

先ほど説明しておりました昨年実施の利用意向調査をもとに、該当地区には調査票を作成して添付しております。添付されている地区におかれましては、必ず調査を行っていただき状況の記入をお願いいたします。また、新たに遊休化している農地についても確認をお願いします。

添付のない地区には白紙の調査票を添付しておりますので、現地調査をしていただき、調査結果を御記入いただきますようお願い申し上げます。

次に、調査票の記入について説明します。お手元にお配りしている遊休農地調査票を御覧ください。左上のナンバー欄は、調査票を複数枚使用される場合に記入をお願いします。例えば、3枚使用した1枚目であれば3分の1というふうになります。調査日については、調査を行った日付を記入願います。担当欄は、委員さんの氏名をお願いします。遊休農地の所在欄は、小学校区別に配付しております地図の番号及び地番等の記入をお願いします。地図番号は、添付している地図を参照ください。荒廃の状況は表の下の※のところに記載しておりますけれども、雑草が繁茂し、少し手を加えれば耕作可能な場合は「1」、雑草・樹木が繁茂し、かなり手を加えれば耕作可能な場合は「2」、農地への復元が難しいと思われる場合は「3」に○印を記入いただき、その右側に簡単で構いませんので、状況を記入いただきますようお願いいたします。また、備考欄には所有者情報など分かる範囲で記入をお願いいたします。

それから、地図のほうですけれども、今年度は青いファイルのほかに茶封筒に大きめの図面を同封しております。図面にチェックする際は、こちらの大きいほうの図面に黄色の蛍光ペンで調査該当箇所を塗り潰すか斜線で表示をお願いします。また、蛍光ペンは消せるペン

を使用しておりますので、これ以外のペンでの記入はしないでください。

調査をされたら、毎月の活動記録簿に必ず記載していただきますようお願いいたします。
以上です。

○議長（徳永）

ただいま2. 協議事項、1について説明をいたしました。何か御質問、御意見はございませんか。

実際に動き始めて、いろいろ難しい部分も出てくるかとは思いますが、事務局等に相談しながら動いていただきますようお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見ないので、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議等ないので、2. 協議事項、1. 農地利用状況調査については、提案のとおり決定いたします。

それでは続きまして、3. 報告事項です。

報告事項、第1号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第1号、農地法第4条第1項第9号の規定による届出について、通路兼作業場のための転用届出と堆肥舎及びポンプ小屋のための転用届出を2件受理しております。地元委員による現地調査を行いまして、問題なしとの報告を受けております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第1号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないので、報告事項、第1号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項第2号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、宅地分譲（4区画）のための転用届出を1件受理しております。地元委員による現地調査を行いまして、問題なしとの報告を受けております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第2号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第2号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項第3号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第3号、農地法第5条第1項第1号の規定による届出について、携帯基地局設置のための転用届出を1件受理しております。地元委員による現地調査を行いまして、問題なしとの報告を受けております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第3号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第3号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項第4号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第4号、農地法第18条第6項の規定による通知について、賃貸借解約の届出が3件出されております。内容については、転用が1件、自作が1件、設定が1件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第4号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第4号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項第5号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第5号、使用貸借解約通知について、解約の届出が1件出されております。内容については、設定が1件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第5号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

○30番（柿原）

農業者年金か何かの設定になっとったつですかね。17ページの新規就農者の関連で、一応合意解約して貸し付けるということになっとつとやろう。数字は分かるばってん、この内容とかなんとかは分からん。というか、別にいろいろ考えんでよかつかね。

○事務局（相地）

今、柿原委員さんが言われたとおり、新規就農者のほうへ貸付けするために、今、親子間で使用貸借されてあったんですけれども、解約をして新しい新規就農者のほうに貸し付けるというふうな流れになっております。

心配されていると思うのが、農業者年金がどうなっているかというところだと思うんですけれども、農業者年金については、経営移譲年金をもらっている場合は10年間、息子さん、例えば、後継者の方に貸付けをした後、再度10年間以上の貸付けをすることによって、その農地については処分対象となりますので問題はございません。

○30番（柿原）

はい。

○議長（徳永）

ほかに何か御質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第5号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項第6号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第6号、非農地証明交付について、2件の交付を行っております。令和3年7月9日に総務委員、地元委員及び事務局で現地確認を行っております。以上です。

○議長（徳永）

次に、総務委員会からの意見をお願いします。

○総務委員（岡田）

先日、現地に行きましたけれども、これも別に問題はないと思いましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第6号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第6号をこれで終わらせていただきます。

これをもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。長時間にわたり、ありがとうございました。

午後2時17分 閉会